

平成 28 年 4 月 1 日 実施

ソフトバンクでんき **Powered by SB** パワー 請求サービス規約適用約款

平成 28 年 4 月 1 日 実施

 **SB Power**

SB パワー株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 対象となるお客さま

このソフトバンクでんき Powered by SB パワー請求サービス規約適用約款（以下「この約款」といいます。）は、電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）に基づき電気の供給を受け、料金その他のソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）のソフトバンクでんき Powered by SB パワー請求サービス（以下「S B 請求サービス」といいます。）により支払われるお客さまを対象といたします。

2 約 款 の 変 更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後のソフトバンクでんき Powered by SB パワー請求サービス規約適用約款によります。
- (2) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第 3 条第 1 項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 申込みおよび適用開始

- (1) お客さまがこの約款の適用を希望される場合は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) この約款の適用開始の日は、ソフトバンクが所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾した日といたします。

4 支払期日および料金その他の支払方法

- (1) 支払期日は、需給約款第 16 条（料金等の支払い）第 1 項にかかわらず、当月の検針日の翌月末日といたします。
- (2) 料金その他については毎月、需給約款第 16 条（料金等の支払い）第 1 項にかかわらず、S B 請求サービスにより支払っていただきます。ただし、理由の如何を問わず、ソフトバンクが S B 請求サービスの提供を停止もしくは廃止し、又は S B 請求サービス利用契約が解除された場合には、料金その他については、需給約款第 16 条（料金等の支払い）により支払っていただきます。
- (3) お客さまが料金その他の S B 請求サービスにより支払われる場合は、料金その他がソフトバンクの指定する口座から引き落とされたときにお客さまから当社に対する支払いがなされたものといたします。

5 適 用 の 終 了

当社は、次の場合には、この約款の適用を終了することがあります。

平成 28 年 4 月 1 日 実施

- イ ソフトバンクが S B 請求サービスの適用を終了した場合
- ロ 需給約款第 30 条（解約等）第 1 項に準ずる場合
- ハ お客さまが電気の需給契約を廃止される場合または需給約款第 30 条（解約等）第 1 項に準じて当該需給契約を解約する場合

6 そ の 他

- (1) ソフトバンクが S B 請求サービスの適用を終了した場合、又はお客さまが S B 請求サービスによるソフトバンクへの支払いを遅延した場合、当社は、需給約款第 30 条（解約等）第 1 項に準じて需給契約を解約することがあります。
- (2) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施いたします。